

高知県沿岸漁業等経営育成資金利子補給金交付要領

第1 趣旨

この要領は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県沿岸漁業等経営育成資金利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助対象経費

県は、高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、全国漁業信用基金協会高知支所（以下「基金協会」という。）が西日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）から借り入れる高知県沿岸漁業等経営育成資金の原資造成（（高知県信用漁業協同組合連合会から借り入れた高知県沿岸漁業等経営育成資金の原資を含む。（以下「原資造成」という。））に伴う利子の支払に要する経費に対して、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

第3 利子補給の契約

第2の原資造成に関する利子補給については、県と基金協会との間で締結する別記第1号様式による利子補給契約書により行うものとする。

第4 原資造成額の借入手続

基金協会は、毎年3月末までに別記第2号様式による借入計画協議書に、別紙の原資造成に係る借入計画を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の計画協議が適当であると認めるときは、基金協会に対し承認通知を行うものとする。
- 3 基金協会は、前項の承認通知を受理した場合は、信漁連に別記第3号様式による借入申込書を提出して、借入手続を行うものとする。

第5 利子補給の承認の申請

基金協会は、利子補給金の交付を受けようとするときは、別記第4号様式による利子補給承認申請書に借入申込書の写しを添付して、県に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、基金協会に対し別記第5号様式により利子補給承認通知を行うものとする。

第6 原資造成額の変更等

基金協会は、原資造成に必要な借入額の変更をしようとするときは、別記第6号様式による借入額変更協議書に別紙の原資造成に係る借入変更計画を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 基金協会は、知事が借入額変更を承認した後、原資の追加借入又は繰上償還の手続を行った場合には、手続終了後、知事に別記第7号様式による利子補給条件変更承認書を提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、基金協会に利子補給条件変更承認の通知をするものとする。

第7 実行報告書

基金協会は、第4に規定する借入れ又は第6に規定する借入額の変更を実行したときは、別記第8号様式による実行報告書を県に提出しなければならない。

第8 利子補給の請求及び交付

基金協会は、利子補給を受けようとするときは、要綱第5条及びこの要領の第3に規定する利子補給契約書に基づき、毎年、次の表に掲げる期日までに、別記第9号様式による利子補給金請求書に、別記第10号様式による利子補給金計算書を添付して、知事に提出しなければならない。

なお、請求書等の提出に当たっては、あらかじめ知事が指定した方法により提出し、審査を受けなければならない。

区 分	利子補給期間	請求期日
上期分	1月1日～6月30日	左欄の期間と同年度内の7月末日
下期分	7月1日～12月31日	左欄の期間と同年度内の1月末日

- 2 知事は、前項の利子補給請求書が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

第9 補給金の交付の決定の取消し

知事は、基金協会が借入金を目的外に使用したとき、基金協会の責めに帰すべき事由により基金協会がこの要領若しくは利子補給契約書の条項に違反したとき又は基金協会若しくは要綱に基づき貸付を受けた者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 基金協会は、この利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を利子補給終了後5年間保管しなければならない。

第10 報告の徴収等

基金協会は、知事が原資造成に係る借入れに関し報告を求めた場合又はその職員をして当該借入れに関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

附 則

この要領は、平成14年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月24日から施行する。

なお、これ以前に行った借入については従前の要領の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月6日から施行し、同年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8、第9関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。